

攻める労務管理 守る労務管理

石田幹夫

7



採用内定取り消しをめぐる対応

4月1日付で採用を内していった新規学卒者5
さて労使攻防どうなるか。

4月1日付で採用を内定していた新規学卒者5名に対し、すでに採用内定通知書を送付していたが、その後予期しない不測の事態が生じ、事業が急速に悪化し回復の見込みが立たない状態に陥り、3月上旬採用内定者5名全員に対し採用内定を取り消す通知書を発送した。

採用内定者5名から「就職直前になつて採用内定を一方的に取り消すことには納得できない。どうしても取り消すということであれば何らかの補償をすべきだ」との声があがつた。

—「採用」とは、そして「内定」とは—
「採用」とは、労働者を雇い入れることで、法律的には「雇用」を意味し、労働契約をする法律行為で採用が決定したことは労働契約が成立したことを意味する。
「内定」とは、一般的には学校卒業予定者等から求人応募者を選考し採用を決定したことなどを指し、まだ就労日の到来していない者を総称して採用内定者という。
さらにこの採用内定者は、法律的には「採用予約」である。

定者」「採用決定者」に分かれる。そしてこの両者のいづれかによつて、法律上の地位に大きな違ひが生ずる。

—「採用予定者」とは、
そして採用の取り消し—

「採用予定者」とは、
ただ単に「採用を予定している」「内々採用の意向をもつてゐる」という程度を本人に通知しているのみで、この通知にとどまる場合は、採用について確定的に合意、すなわち労働契約締結という段階にまで至つておらず、この取り消しは労働法上の解雇にあたらないと思われる。

そして採用の取り消し—

「採用決定者」とは、
例えば誓約書、身元保証

書、住民票記載事項証明書などの全部または一部を提出し、入社日時も指定されているなどの場合で、この場合には労働契約は締結されていると認められ、採用の取り消しは一般の労働契約の解約に該当すると思われる。そこで採用決定者に対する採用内定の取り消しは、原則として解雇に該当し合理的と認められる正当な理由がない限り無効となることも考えられる。

それだけに採用内定を取り消さざるを得ない事態に迫られた時には、内定者一人一人に対し――極度な経営不振に陥った事由、そして回復の見込みの立たない現状――などを丁寧に説明し、解雇予告手当相当分程度の支払いも検討すべきであろう。そこに攻める労務管理・守る労務管理の難しさがある。

（本誌平成24年2月号
「こちら企業の労働110番です」に「採用内定の法的性質について」を掲載していますので、ご参考ください）

(本誌平成24年2月号
「こちら企業の労働11
0番です」に「採用内定
の法的性質について」を
掲載していますので、ご
参照ください)

それだけに採用内定を取り消さざるを得ない事態に迫られた時には、内定者一人一人に対し——極度な経営不振に陥った事由、そして回復の見込みの立たない現状——などを丁寧に説明し、解雇予告手当相当分程度の支払いも検討すべきであろう。そこに攻める労務管理・守る労務管理の難しさがある。

合に「採用予定」か「採用決定」かの判断を迫られても、そこには微妙さが残るだけで判断のしょうがない難しい一面がある。